

## ＜開発行為に関する相談資料について＞

開発行為に関する相談資料として、次の資料が必要となりますので、写しを提出してくださるようお願いいたします。

- |    |           |                      |                |
|----|-----------|----------------------|----------------|
| 1  | 位置図       | (住宅地図等)              |                |
| 2  | 字限図(公図)   |                      | 法務局            |
| 3  | 住民票謄本     | (法人の場合は、全部事項証明及び定款)  | 住所地の市町村役場      |
| 4  | 登記簿謄本     | (土地・建物) (必要な場合、閉鎖謄本) | 法務局            |
| 5  | 現況写真      | (敷地全体の状況がわかるもの)      |                |
| 6  | 土地利用計画図   | (建築物の配置や道路幅員がわかるもの)  |                |
| 7  | 免許、資格等    |                      |                |
| 8  | 給排水管台帳図   |                      | 上下水道部 業務課 給排水係 |
| 9  | 公共下水道台帳図  |                      | 上下水道部 業務課 給排水係 |
| 10 | 建築確認申請概要書 |                      | 建築指導課          |

※予定建築物の用途が、「戸建住宅」、「店舗等兼用住宅」、「宅地分譲・建売分譲」、「共同住宅」の場合の相談資料です。

## ＜開発許可及び建築等許可に関する流れ＞

